今回は、相続手続きについてです。

巷では、財産管理業務や遺産承継業務なんて呼び方がありますが、要するに、相続人全員からの委任を受けて、銀行や役所まわりを行いますよ。定額で報酬は頂戴しますよ。という、法務サービスです。

相続人間で遺産を巡る争いがないことを前提に、当事務所で作成した遺産分割協議書に基づいて手続きを行います。(相続税申告のために税理士さんが作成した遺産分割協議書を使用することもあります。)

簡単な法律の知識があれば基本誰でもできるのですが、役所へ亡くなった方の出生から死亡までの戸籍一式を取り寄せしたり、各銀行を巡ったり、場合によっては社会保険や年金、株式、 国債、投資信託等の知識が必要であったりと、なかなか手間と時間がかかります。

基本、役所や銀行などは土日が休みですから、相続人がご自分でされる場合、日中お仕事の方は有給等をとっていただく必要があるので、こういった現役世代の方々にはオススメの法務サービスです。

人が亡くなった後の必要な事務手続については、銀行などの各種金融機関へ対するものだけで はなく、下記のようなものもあります。

- 1、免許証や保健証などの返却
- 1、国民年金や厚生年金の停止
- 1、埋葬費、葬祭費の受取
- 1、高額療養費の手続
- 1、生命保険金の受領
- 1、厚生年金、共済年金の手続
- 1、お墓の名義書き換え
- 1、遺品整理(お部屋の片付けから引渡しまで)

報酬は定額です。

基本報酬 20 万円から(税別)。※当事務所では成功報酬は一切いただいておりません。

一例ですが、一つの口座から 1000 万円の預貯金を解約手続しても 20 万円、1 億の投資信託でも 20 万円ということです。